

令和3年度 内閣、復興、外務・経済協力係
関係 予算のポイント

令和2年12月
飯塚主計官

令和3年度一般会計歳出予算（内閣、復興、外務・経済協力係）

（単位：億円）

所 管	令 和 2 年 度 予 算 額	令 和 3 年 度 予 算 額	対 前 年 度 増 ▲ 減 額	備 考
皇 室 費	116	124	8	
国 会	1,285	1,312	27	
会 計 検 査 院	171	168	▲ 3	
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等 【うち内閣主計官担当分】	38,539 5,567	40,236 5,762	1,697 195	
内 閣 【うち内閣主計官担当分】	1,761 1,169	3,801 1,427	2,040 257	
内閣本府等（警察庁除く） 【うち内閣主計官担当分】	36,778 4,398	36,435 4,335	▲ 343 ▲ 63	
デ ジ タ ル 庁 【うち内閣主計官担当分】	- -	368 89	368 89	
外 務 省	7,120	6,959	▲ 161	外務・経済協力係 担当分
財 務 省	775	780	5	
文 部 科 学 省	348	343	▲ 5	
厚 生 労 働 省	112	111	▲ 1	
農 林 水 産 省	30	29	▲ 1	
経 済 産 業 省	55	54	▲ 1	
計	48,551	50,484	1,934	

令和3年度東日本大震災復興特別会計歳出予算

（単位：億円）

所 管	令 和 2 年 度 予 算 額	令 和 3 年 度 予 算 額	対 前 年 度 増 ▲ 減 額	備 考
復 興 庁	14,024	6,216	▲ 7,808	

（注1）計数はそれぞれを四捨五入しているため、端数において合計に合致していないものがある。

内容や計数は精査中であり、今後、変更が生じる場合がある。

（注2）令和2年度予算額は「臨時・特別の措置」を除く。

内閣・内閣本府等及びデジタル庁 関係予算のポイント

令和3年度予算編成の基本的な考え方 (内閣・内閣本府等及びデジタル庁)

1. 沖縄振興策を総合的・積極的に推進するため、沖縄振興予算について所要額を積み上げ、3,010億円※を計上。
2. このほか、地方創生、情報収集衛星や実用準天頂衛星システムの開発等の我が国が直面する喫緊の課題に対応。
3. デジタル社会の形成の司令塔として、強力な総合調整機能を有するデジタル庁を設置。官民の高度専門人材を結集した500名規模の体制とし、マイナンバー関連制度の企画・立案から、国・地方を通じたデジタル基盤の構築、政府全体の情報システムの一元的な管理を行い、デジタル社会を推進するため、3,000億円規模の予算を措置（情報システム関係予算の一括計上を含む）。

◆ 内閣・内閣本府等及びデジタル庁関係予算のポイント

1. 沖縄振興予算

	令和2年度	令和3年度
○ 沖縄振興予算（内閣本府等）	3,010億円	⇒ 3,010億円※
＜主な内訳＞		
・ 公共事業関係費等	1,420億円	⇒ 1,420億円※
・ 沖縄振興一括交付金	1,014億円	⇒ 981億円
沖縄振興特別推進交付金	522億円	⇒ 504億円
沖縄振興公共投資交付金	492億円	⇒ 477億円
・ 沖縄科学技術大学院大学	203億円	⇒ 190億円
・ 沖縄健康医療拠点整備経費	89億円	⇒ 95億円
・ 沖縄振興特定事業推進費	55億円	⇒ 85億円
・ 北部振興事業（非公共）	35億円	⇒ 35億円
・ 沖縄離島活性化推進事業	15億円	⇒ 15億円
・ 沖縄子供の貧困緊急対策事業	14億円	⇒ 15億円
・ 沖縄産業イノベーション創出事業	13億円	⇒ 13億円
・ 沖縄小規模離島生活基盤整備推進事業	11億円	⇒ 11億円
・ 沖縄製糖業体制強化対策事業	12億円	⇒ 10億円
・ 新たな沖縄観光サービス創出支援事業	一億円	⇒ 3億円

※自動車安全特別会計空港整備勘定計上分を含む。

国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する観点から、公共事業関係費等、沖縄振興一括交付金、沖縄科学技術大学院大学、沖縄健康医療拠点整備経費などについて、所要額を計上している。また、長期滞在型の新しい観光サービスに開発を支援するため、沖縄新観光創出支援事業に必要な経費を令和3年度予算において新規計上。

2. 地方創生の推進

	令和2年度	令和3年度
○ 地方創生推進のための交付金	1,000億円	⇒ 1,000億円

地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を後押しする観点から、具体的な成果目標の設定とPDCAサイクルの確立の下、自立性、官民協働や地域間連携、政策間連携等の要素を有する先導的な取組を支援。また、移住支援事業の対象を拡充し、東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合等も支援。

令和3年度予算では、地方公共団体による先導的な施設整備等を支援する地方創生拠点整備交付金について50億円を計上。

	令和2年度	令和3年度
○ 地方大学・地域産業創生交付金	23億円	⇒ 23億円

首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を支援。

※ このほか、地方創生推進交付金の活用分（50億円）、文部科学省計上分（25億円）及び関連事業（3億円）を合わせ、地方大学・地域産業創生事業として、101億円を計上。

	令和2年度	令和3年度
○ 地方創生テレワーク推進事業	—	⇒ 1億円（新規）

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、機会を逃すことなく、地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）の取組を推進。

※ 令和2年度第3次補正予算では、地方創生テレワーク推進に向けた相談窓口を設置し、企業と自治体のマッチング支援等を行う地方創生テレワーク推進事業（1億円）及びサテライトオフィス等の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等のための地方創生テレワーク交付金（100億円）を創設。

3. 情報収集衛星の開発・運用の推進

	令和2年度	令和3年度
	625億円	⇒ 625億円

安全保障及び大規模災害への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を目的とした情報収集衛星について、その開発・運用を効率的に推進。

※ 令和2年度第3次補正予算では、国民の安全・安心の確保を図るための開発等の経費として、175億円を計上。

4. 宇宙開発利用に関する施策の推進

- 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用 令和2年度 令和3年度
267億円 ⇒ 171億円 (▲97億円)

測位の精度や信頼性向上等を可能とする実用準天頂衛星システムについて、準天頂衛星の4機体制の運用を実施するとともに、7機体制の確立に向けて5-7号機の開発等を効率的に推進。

- ※ 令和2年度第3次補正予算では、準天頂衛星システムの防災機能の強化及び開発加速等に係る経費として、117億円を計上。

- 宇宙開発利用推進費 令和2年度 令和3年度
— ⇒ 13億円 (新規)

我が国を取り巻く国際的な宇宙開発の情勢を踏まえ、必要な技術動向等の調査を行うとともに、省庁横断により、産学の多様な分野の高度な技術を結集するための研究開発・実証を強力に推進。

- ※ 令和2年度第3次補正予算では、省庁横断的な宇宙開発利用の推進のための研究開発に要する経費として、57億円を計上。

5. 政府広報の推進

- 令和2年度 令和3年度
85億円 ⇒ 84億円 (▲1億円)

政府の重要施策について、国民の理解をさらに深めるための効果的な国内広報の推進や、我が国の基本的立場や政策に関する国際社会の理解の浸透を図るための国際広報活動を実施。

- ※ 令和2年度第3次補正予算では、経済対策に盛り込まれた施策を含め、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組や状況等についての広報の実施に係る経費として、24億円を計上。

6. 性暴力・DV被害者対策の推進

- 令和2年度 令和3年度
6億円 ⇒ 6億円

性犯罪・性暴力被害者支援機能の強化や運営の安定化が図られるよう、センターの整備等に取り組む都道府県への支援等や、DV被害者等の生きづらさを抱える女性を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組についてパイロット事業等を実施。

- ※ 令和2年度第3次補正予算では、DV被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けることができるようにするための相談・支援体制の強化等に要する経費として、8億円を計上。

7. 情報システム関係予算（一括計上分）及びデジタル庁の創設

- | | 令和2年度 | | 令和3年度 |
|---------------------|--------------------------------|---|-------------------|
| ○ 情報システム関係予算（一括計上分） | 674億円 | ⇒ | 2,986億円（+2,312億円） |
| | （内閣官房計上 2,699億円、デジタル庁計上 287億円） | | |

令和2年度から開始した政府情報システム関係予算の一括計上については、デジタルガバメント閣僚会議の下に設置されたデジタル改革関連法案ワーキンググループにおける議論を踏まえ、その対象を大きく拡大し、令和3年度予算において、2,986億円を計上。

- | | 令和2年度 | | 令和3年度 |
|--------------------------------|-------|---|----------|
| ○ デジタル庁に関する経費 | — | ⇒ | 81億円（新規） |
| ・ デジタル庁の運営に必要な経費 | 37億円 | | |
| ・ デジタル庁の政策（デジタル基盤の構築等）実施に必要な経費 | 44億円 | | |

※内容や計数は精査中であり、今後、変更が生じる場合がある。

令和3年度予算編成の基本的な考え方(復興庁関係)

1. 復興庁の予算については、「第2期復興・創生期間」の初年度である令和3年度において、必要とされる復興施策を着実に推進するため、6,216億円を計上。
2. 地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還・移住等の促進、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を進めるために必要な額を確保。

◆ 復興庁予算のポイント

復興庁所管予算 6,216億円 (うち復興庁独自執行予算1,012億円)

東日本大震災復興特別会計の歳出額(令和3年度:9,318億円)のうち、復興加速化・福島再生予備費(財務省所管:1,500億円)及び震災復興特別交付税(総務省所管:1,325億円)等を除き、復興庁所管に計上。

1. 被災者支援総合交付金

令和2年度 155億円 ⇒ 令和3年度 125億円(▲30億円)

復興の進展によって生じる「心身のケア」、「コミュニティ形成・再生」、「住宅・生活再建の相談支援」及び「心の復興」等の課題に対応するため、地方公共団体等における被災者支援の取組を一体的に支援。

2. 福島の復興・再生加速のための施策

(1) 福島再生加速化交付金

令和2年度 791億円 ⇒ 令和3年度 721億円(▲70億円)

福島の再生を加速するため、長期避難者への支援から早期帰還への対応及び新たな住民の移住・定住の促進の施策等を一括して支援。新たに「移住・定住促進事業」を創設。

(2) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業

令和2年度 94億円 ⇒ 令和3年度 91億円(▲3億円)

原子力災害被災12市町村等を対象に、公共施設等の機能回復、避難解除等区域への帰還を加速するための取組や将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。

3. 復興庁独自執行以外の予算(各省庁所掌)

令和2年度 1兆2,783億円 ⇒ 令和3年度 5,204億円(▲7,579億円)

各省庁所掌の予算については復興庁所管に一括計上し、事業実施に当たっては各省庁へ予算を移替えるうえ執行。

外交関係予算のポイント

令和3年度予算編成の基本的な考え方

1. 令和3年度のODAは、新型コロナウイルス感染症の国際的な収束に向けた保健分野のODAの拡充等により、事業量、予算額とも増加
(それぞれ対2年度+2,937億円、+69億円)
2. 外務省予算は、保健分野のODAやデジタル化の推進等に重点的に措置
(総額では2年連続の減、特殊要因除きでは4年ぶりの減)。なお、令和3年度の外務省予算の柱は、
 - ①新型コロナウイルス感染症への対応
 - ②国際秩序の強化、外交・領事実施体制の強化
 - ③国境を超える課題への対応、戦略的対外発信

◆ ODA

- 新型コロナウイルス感染症の国際的な収束に向けた保健分野のODAの拡充等により、事業量、予算額とも増加

(単位：億円)

項目	3年度	2年度	増減
ODA事業量 ^(注1)	26,940	24,003	+2,937 (+12.2%)
一般会計ODA予算	5,680	5,610	+69 (+1.2%)

(注1) ODA事業量は、円借款、ODA予算(当初+前年度補正)、国際機関向け抛出国債等発行額の合計。

◆ 外務省予算

- 外務省予算は、保健分野のODAやデジタル化の推進等に重点的に措置(総額では2年連続の減、特殊要因除きでは4年ぶりの減)

(単位：億円)

項目	3年度	2年度	増減
外務省予算 ^(注2)	7,097	7,120	▲23 (▲0.3%)
	7,051	7,077	▲26 (▲0.4%)
うち、ODA予算	4,498	4,429	+69 (+1.6%)

(注2) 上段は総額、下段は特殊要因除き。いずれも、3年度は内閣官房へのシステム関係経費の移管分(138億円)を含む。移管分を除く3年度の外務省予算(総額)は6,959億円。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

2年度 3年度
628億円 ⇒ 718億円

○新型コロナウイルス感染症の克服

- 国際機関への拠出を通じたワクチン、治療薬、診断薬の供給支援
- 途上国における感染症研究拠点の施設整備、検査機材供与、人材育成支援等を通じた検査体制の拡充や、空港・港湾等国境施設における検査機材の供与、施設建設などを通じた水際対策の強化
- 査証免除措置の一時停止国での査証業務支援 等

○ポスト・コロナに向けた取組

- 保健システムの脆弱な途上国に対する支援（機材供与、技術支援等）
- コロナ時代の国際秩序の検証及び新型コロナ対応で新たに浮上した法的論点・制度を含む調査研究
- 我が国の安全性や魅力の積極的発信 等

2. 国際秩序の強化、外交・領事実施体制の強化

2年度 3年度
1,723億円 ⇒ 1,716億円

○安保・経済両面での国際秩序の強化、我が国が主導する新たなルール作り

- 太平洋・島サミットや日・メコン地域首脳会議の本邦開催を通じた島しょ国・メコン諸国との関係強化
- 途上国のサイバー能力構築支援、宇宙関連法令整備支援を通じた影響力強化
- WTO非公式閣僚会合の本邦開催を通じたWTO改革の議論主導 等

○危機的状況下でも機能する外交・領事実施体制の構築

- デジタル・ガバメントの推進（旅券の電子申請システムの設計・開発等）
- 外務大臣等のチャーター機予算拡充
- 在ダナン総領事館（ベトナム）の新設 等

3. 国境を超える課題への対応、戦略的対外発信

2年度 3年度
2,603億円 ⇒ 2,531億円

○国境を超える課題への対応とグローバル・ガバナンスの強化

- TICAD閣僚会合の本邦開催を通じたアフリカ諸国との関係強化
- 国際機関に若手の日本人を派遣するJPO（Junior Professional Officer）制度や中堅派遣制度等を活用した人材育成、国際機関における幹部職員増強 等

○戦略的対外発信・情報収集の強化

- 外務大臣記者会見のライブ配信
- SNSによる情報発信能力の強化
- JICA開発大学院連携（留学生に対する日本の開発・発展とODAの経験の共有）による途上国の発展への貢献 等

參考資料

令和3年度沖繩振興予算案について

内閣府沖繩担当部局

令和3年度沖繩振興予算案 3,010億円*

※令和2年度予算 3,010億円

主な事項	() は令和2年度予算額	概要
① 公共事業関係費等		道路、港湾、空港や、農林水産振興のための生産基盤などの社会資本を整備するとともに、学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施。また、首里城復元に向けた取組を実施。
1,420億円*	(1,420億円)	
② 沖繩振興一括交付金		沖繩の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖繩振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施。
981億円	(1,014億円)	
ソフト504億円	(522億円) / ハード477億円	(492億円)
③ 沖繩科学技術大学院大学 (OIST)		世界最高水準の教育・研究を行い、イノベーションの国際拠点となるため、規模拡充に向けた取組の支援とともに、OIST等を核としたイノベーション・エコシステムを形成。
190億円	(203億円)	
④ 沖繩健康医療拠点整備経費		西普天間住宅地区 (返還基地) 跡地において、琉球大学医学部及び大学病院の移設を中心とする、国際性・離島の特性を踏まえた沖繩健康医療拠点の整備を推進。
95億円	(89億円)	
⑤ 北部振興事業 (非公共)		県士の均衡ある発展を図るため、北端地域における産業振興や定住条件の整備等を推進。
35億円	(35億円)	※公共は①の内数
⑥ 沖繩離島活性化推進事業		厳しい自然的・社会的条件に置かれている沖繩の離島市町村の先導的な事業を支援。
15億円	(15億円)	
⑦ 沖繩子供の貧困緊急対策事業		沖繩の将来を担う子供達が直面する貧困に関する深刻な状況に緊急に対応するため、支援員の配置や居場所づくりを集中的に実施。
15億円	(14億円)	
⑧ 沖繩産業イノベーション創出事業		沖繩への企業誘致、国際物流拠点を活用した先進的なものづくり産業等の創出、生産性を向上させる産業人材の育成等を通じた産業イノベーションを推進。
13億円	(13億円)	
⑨ 沖繩小規模離島生活基盤整備推進事業		沖繩の小規模離島における海底送電ケーブル (一部光ファイバー通信線を含む) の整備等を支援。
11億円	(11億円)	
⑩ 沖繩製糖業体制強化対策事業		製糖業の働き方改革を踏まえた新たな操業体制等に対応するため、人材確保対策、県産黒糖の需要拡大・安定供給対策、市町村による季節工の宿舍整備等を支援。
10億円	(12億円)	
⑪ 沖繩テレワーク推進事業		県外企業の沖繩進出や、県内企業等の働き方改革・企業価値向上に資するため、既存施設の改修によるテレワーク施設の整備・活用を支援。
3億円	(3億円)	
⑫ 新たな沖繩観光サービス創出支援事業		「新しい生活様式」に配慮しつつ、沖繩の自然・歴史・文化などを活かした、沖繩ならではの長期滞在型の新たな観光サービスの開発を支援。
3億円【新規】		
⑬ 沖繩振興特定事業推進費		一括交付金 (ソフト交付金) を補完し、特に沖繩の自立的発展に資する事業であつて、機動性をもって迅速・柔軟に対応すべき市町村等の事業を推進。
85億円	(55億円)	

*自動車安全特別会計空港整備備定計上分を含む。

地方創生推進交付金

(内閣府地方創生推進事務局)

内閣府作成資料

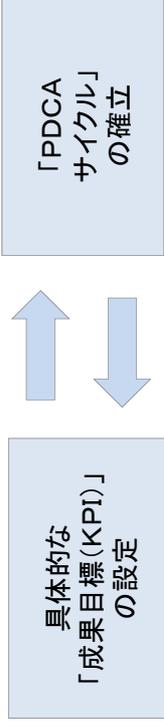
3年度概算決定額 **1,000億円**
 (2年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

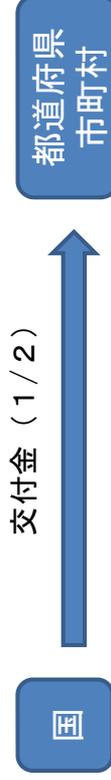
- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画(概ね5年程度)を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



(1/2)の地方負担については、地方財政措置を講じます)

対象事業等

【対象事業】

- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
 - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ② Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額 (国費)	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業 (うち広域連携3事業)
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業 (うち広域連携2事業)
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業 (うち広域連携1事業)

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③ わくわく地方生活実現政策パッケージ (移住・起業・就業・就業支援)
 - ・東京圏からのUIJTターの促進及び地方の担い手不足対策
- ④ 複数年度にわたる施設整備事業 (地方創生拠点整備交付金)

令和3年度からの主な運用改善

- ① 複数年度にわたる施設整備事業の円滑化 (本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置 (20億円の増額))
- ② 移住支援事業の要件緩和 (テレワーカー等の対象化)
- ③ 起業支援事業の要件緩和 (Society5.0関連業種等の対象化)

地方大学・地域産業創生交付金事業（内閣府地方創生推進事務局）

内閣府作成資料

3年度概算決定額 内閣府及び文部科学省合計 **97.5億円**

（2年度予算額 97.5億円）

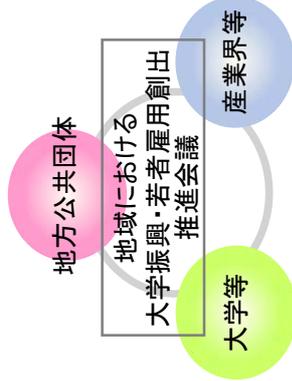
- ・内閣府交付金分：72.5億円（地方大学・地域産業創生交付金22.5億円、地方創生推進交付金活用分50.0億円）
- ・文部科学省計上分：25.0億円

事業概要・目的

- 地域の将来を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、本交付金では「地方大学・産業創生法」に基づき、首長のリーダーシップの下、地域の中核的産業の振興に向け、産官学連携により、地域に特色のある研究開発や専門人材育成に取り組み、地方公共団体を重点的に支援します。
- これらの取組により、地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。

＜本交付金の取組＞

- ・組織レベルでの推進会議の構築
- ・産業振興と専門人材育成の一体的推進
- ・海外連携等による特色ある大学改革（学部・学科再編等）の実施



事業イメージ・具体例

- 国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定します。
- 地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準（自立性、地域の優位性等）により優れたものを認定し、本交付金により支援します（原則5年間）。
- 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を踏まえ毎年検証し、PDCAサイクルを実践します。
- このほか、内閣府交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分）を交付します。
- 令和3年度も、令和2年度に引き続き、「本申請枠」に加え、評価委員や事務局等が申請団体に対し助言を行いながら、約半年間かけて計画作成の支援を行う「計画作成支援枠」の2つの枠で申請を受け付ける予定です。

期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

地方創生テレワーク推進事業 (内閣府地方創生推進室)

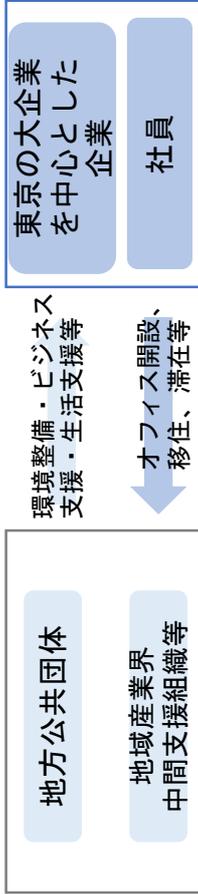
内閣府作成資料

3年度概算決定額 1.2億円

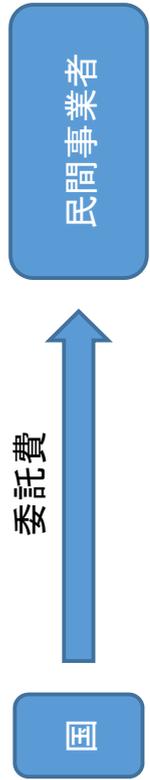
(新規)

事業概要・目的

- 新型コロナウイルス感染症をきっかけに全国で約3割以上の方々がテレワークを経験し、地方移住等への関心の高まりが見られるなど、国民の意識・行動も変容してきています。
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)では、このような変化も活かし、地方でのサテライトオフィスの開設、テレワーク・リモートサービスの取組等を支援することにより、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京圏への一極集中を是正するとされています。
- このため、国は委託事業により、地方創生テレワークの推進による地方への新たなひとの流れの創出に向けた環境整備を行います。



資金の流れ



事業イメージ・具体例

- ① 地方へのサテライトオフィス設置や社員移住等の後押しに向けた取組を検討中の企業と、そのようなサテライトオフィスや社員等の呼び込みを図る自治体とを結ぶ情報提供体制の整備を行います。
- ② 地方創生テレワークに向けて社内制度整備等を進める優良企業の取組の見える化等、地方創生に資するテレワーク推進に向けて必要な取組や好事例の調査・分析及び広報等を行います。

期待される効果

- 地方サテライトオフィス開設、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献します。
- 「新しい生活様式」に必要なテレワークを地域に普及させ、分散化により社会のレジリエンスを向上させます。

地方創生テレワークの推進

内閣府作成資料

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、地方で暮らしてもテレワークで都会と同じ仕事ができるとの認識が拡大。
- 地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）を推進することで、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。
- 各種支援策を講じるとともに、産業界や自治体等の関係者を巻き込むための取組や、企業のICT環境、労務面などの環境整備を進める。

空き家等をサテライトオフィスに改修、
企業に貸し出し（福島県 会津若松市）



民間所有の施設を共用サテライトオフィスに整備
企業や個人等が利用（北海道 北見市）



【地方創生テレワークの推進に向けた主要な支援策】

○ 地方創生テレワーク交付金の創設

新たに交付金を創設し、地方創生テレワークを推進する地方公共団体の取組（サテライトオフィスの整備等）を支援

○ 地方創生テレワーク推進事業

地方への新しいひとの流れの創出に向け、情報提供体制の強化、企業による取組の見える化等に向けた調査・広報等による環境整備を実施

○ 地方創生移住支援事業の対象拡充

東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合も支援

情報収集衛星の開発・運用事業費（内閣衛星情報センター）

内閣官房作成資料

3年度概算決定額 625.3億円

（2年度予算額 625.3億円）

事業概要・目的

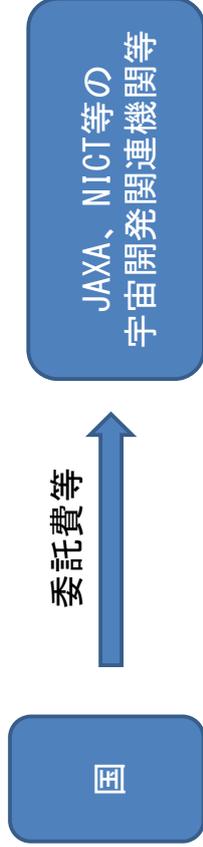
○ 外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的とした情報収集衛星の開発等を行い、政府の情報機能を強化します。主に以下の施策を実施します。

(1) 「基幹衛星」4機に、「時間軸多様化衛星」4機及び「データ中継衛星」2機を加えた合計10機の整備を目標とし、着実に衛星開発を進めます。

(2) 即時性の向上やデータ量の増加に対応した地上システムの開発を進めます。

(3) 情報収集衛星システムの大幅な機能・性能の向上を図るため、短期打上型小型衛星の実証研究等の重要技術の先行研究開発を進めます。

資金の流れ



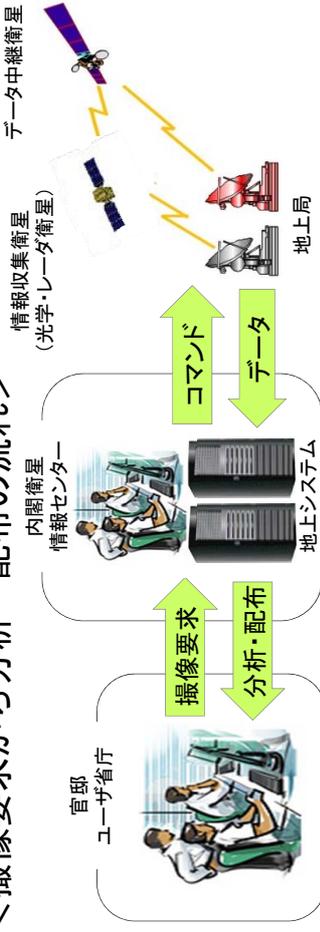
事業イメージ・具体例

<10機体制の概要>

- ・基幹衛星及び時間軸多様化衛星により地球上の特定地点を1日に2回以上撮像することが可能。
- ・時間軸多様化衛星を基幹衛星と異なる時間帯に配備することで、これまでとは異なる時間帯での撮像が可能。

- ・データ中継衛星の利用により、伝送時間を大幅に短縮し即時性が向上。

<撮像要求から分析・配布の流れ>



期待される効果

- 外交・防衛等の安全保障及び危機管理のために必要な情報の収集を確実に、安心・安全な暮らしの実現に貢献します。

実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用（内閣府宇宙開発戦略推進事務局）

170.7億円

3年度概算決定額

（2年度予算額 267.4億円 ※「臨時・特別の措置」100.1億円を含む）

事業概要・目的

○測位衛星の補完機能（測位可能時間の拡大）、測位の精度や信頼性を向上させる補完機能やメッセージ機能等を有する準天頂衛星システムを開発・整備・運用する。

○平成30年11月より4機体制でサービスを開始。準天頂衛星システムの精度は、数cm級も含めた他国の衛星測位システムより優れた精度を実現。

○2023年度をめぐるとした7機体制の確立により、日本上空に必ず衛星4機が存在し、米国GPSに依存せず持続測位が可能となる。

○「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、2023年度めどの7機体制の確立及び機能・性能の向上と、これに対応した地上設備の開発・整備及びセキュリティ強化を行うこととされている。

事業イメージ・具体例

○衛星測位の精度や信頼性を向上させる測位衛星の補完機能に加え、災害情報・安否情報を配信するメッセージ機能等を有する準天頂衛星システムの開発・整備を行う。

①4機（1号機～4号機）の運用

②7機体制の確立と機能・性能向上に向けた衛星（5号機～7号機）の開発・整備、地上設備のセキュリティ強化等



地上設備の開発・整備・運用



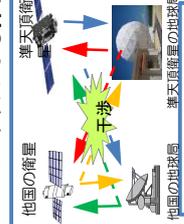
ほぼ真上（準天頂）からの信号により精度向上（衛星数増）



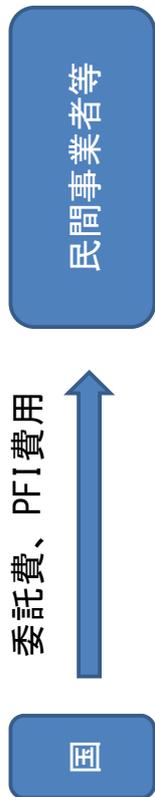
準天頂衛星システム利用者



H3ロケットによる打ち上げ



資金の流れ



期待される効果

- 産業の国際競争力強化
- 産業・生活・行政の高度化・効率化
- アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上
- 日米協力の強化
- 災害対応能力の向上等広義の安全保障

政府の重要施策等に関する広報（内閣府大臣官房政府広報室）

内閣府作成資料

3年度概算決定額 **83.6億円**

（2年度予算額 85.0億円）

事業概要・目的

○政府の重要施策や基本方針について、国民の理解を更に深められるよう、マスメディア等を活用して広報を実施します。

○我が国の立場の確かな対外発信によって、国際社会における我が国への理解の促進と支持の確立を目指します。

○事業の実施に当たっては、関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な広報を目指します。

○個々の広報の実施後に、効果測定を行い、改善点を明確にし、次の広報に役立てるPDCAを行います。また、適切な媒体、出稿回数等を年に1回見直し、効果的・効率的な広報媒体の選定に役立てます。

事業イメージ・具体例

(1) 国内向け広報

①政府の重要施策等に関する広報（国内）
テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の各種媒体の活用等により、ターゲットを明確にして効果的な広報を実施します。

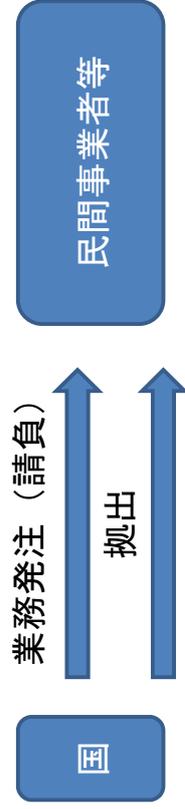
②世論の調査

基本的な国民の意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を把握し、政府施策の企画・立案等に資することを目的とした世論調査を実施します。

(2) 国外向け広報

国内外のシンクタンクや有識者・実務経験者等との連携、日本の魅力を発信し対日理解を促進する資料の整備、海外での日本PRイベントの実施、海外テレビやSNS等のITの活用等により、海外のオピニオンリーダー層に対し、我が国の立場についての戦略的な国際広報を実施します。

資金の流れ



期待される効果

○政府の重要施策や基本方針に関する国民への理解増進が期待されます。

○国際社会における、我が国の立場や政策に関する正しい理解の促進と親日感の醸成が期待されます。

性犯罪・性暴力被害者のための交付金（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課） 内閣府作成資料

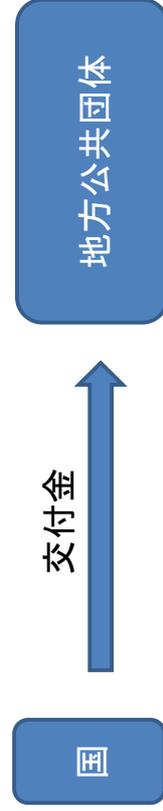
令和3年度予算概算決定額 **2.5億円**

（令和2年度予算額 2.5億円）

事業概要・目的

- 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えるものである一方で、早期の適切な支援により、回復できるものです。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うために全ての都道府県に設置された組織です。「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、地域における被害者支援の中核的な組織として、抜本的な強化を図ることが必要です。
- そのため、本交付金により、地方公共団体の取組を支援することで、センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図ります。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）
〔交付対象〕
- ワンストップ支援センターの運営に関する経費
支援者の人件費、支援者及び医療関係者を対象とする研修、関係機関等との連携会議、広報啓発、法的支援等
- ※運営体制の強化に係る事業
24時間対応に要する経費、拠点となる病院の整備に要する経費、関係機関等地域の連携による支援体制強化に要する経費、先進的な取組に要する経費等
- 医療費等の公費負担に要する経費
やむを得ない事情により警察に相談できない者に係る医療費、カウンセリング費用、証拠採取費用
〔交付率〕
- 都道府県が要した対象経費の2分の1（医療費は3分の1）

期待される効果

- 性犯罪・性暴力被害者支援の取組を強化し、全都道府県におけるセンターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図ることにより、被害者が安心して相談や支援等を受けられる体制が整備されます。

DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

2.4億円

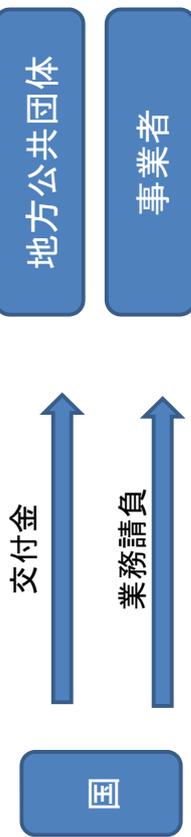
令和3年度予算概算決定額
（令和2年度予算額） 2.5億円

事業概要・目的

○配偶者からの暴力（DV）を始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える者に対する支援については、民間シェルター等の団体が重要な役割を担っています。しかし状況にあまり対応しきれない状況にあり、財政面、人的基盤等においてこのような団体にたいしては、支援の在り方については、平成31年2月に立ち上げられた「DV等の被害者の方針2019や民間シェルター等に対する支援の在り方の方針2020」や女性生活躍加速のための重点方針2020において、民間シェルター等の先進的取組を促進することとされています。

○また、新型コロナウイルスの問題に伴い、DVの増加や深刻化が懸念され、被害者支援において、民間シェルターが果たす役割はさらに重要になっていきます。このため、令和2年度事業実績も踏まえ、民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的取組（①受け入れ体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）についてパイロット事業を実施し、令和2年度の事業実施状況の検証、課題の把握等を実施します。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究に係るもの）
・交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区を含む）

・対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費

- ①受け入れ体制整備に要する経費
（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、安全性確保のための防犯設備にかかっている経費等）
 - ②専門的・個別的支援に要する経費
（心理的ケアや同伴児童の進学の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、専門性向上に係る研修経費等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費
（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等）
- ・交付率：国10/10
・その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

○パイロット事業の効果検証及び事例調査

期待される効果

○民間シェルター等における被害者保護等のための取組の促進を通じて、民間シェルター等の基盤強化と対応力の向上を図ることにより、DV被害者等への支援の充実・強化につながります。

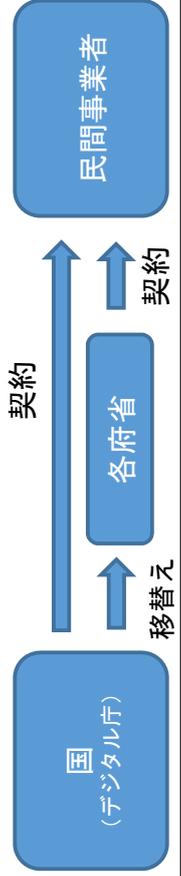
府省共通システムの整備等に必要な情報システム関係予算（内閣官房IT総合戦略室・デジタル庁）

3年度概算決定額 2,986億円（内閣官房計上 2,699億円 デジタル庁計上 287億円）
 （2年度予算額 674億円）
 内閣官房作成資料

事業概要・目的

- デジタル庁は、政府情報システムの整備・管理の基本的な方針（整備方針）を策定するとともに、これらに関する事業を統括・監理することとしています。
- 政府情報システムの整備・管理にあたっては、現行の府省共通システム、各府省重点システム等の区分を廃止し、①デジタル庁システム、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム、③各府省システムの3類型に分類し、令和3年度予算においては、このうち①及び②に係る予算をデジタル庁に一括計上しています。
- あわせて、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に対する個人番号カード関連システム事業費補助金及び預金保険機構の特例業務に係る交付金についても、デジタル庁が統括・監理できるよう、一括計上しています。
- これらの取組は、令和2年度予算より内閣官房において取り組んでいる「政府情報システムの予算要求から執行の段階における一元的なプロジェクト管理」の一環である予算の一括計上の理念・趣旨を継承するものであることから、デジタル庁が設置されるまでの期間においても、対象システムの予算を現行の一括計上の枠組みに計上（内閣官房へ計上）してプロジェクト管理を強化することで、年度を越え連携して執行を行います。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

令和3年度予算では、政府情報システム予算として①及び②に分類された103システム（①30、②73）のうち特定の事業と一体的に整備・運用されているシステム等を除く87システム（①27、②60）に係る予算を計上しています。

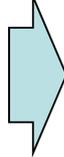
※一括計上の対象システムの代表例※デジタル庁における分類

①デジタル庁システム

- ・政府共通プラットフォーム
- ・情報提供ネットワークシステム
- ・マイナポータル（情報提供等記録開示システム及びサービス検索・電子申請機能等システム）等

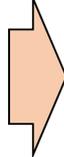
②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム

- ・国税総合管理システム
- ・登記情報システム
- ・外務省情報ネットワーク・LANシステム



デジタル庁

- ・デジタル庁において執行（整備・運用）



デジタル庁 各府省

移替え

- ・デジタル庁において整備
- ・運用にかかる予算については各府省に移し替え、執行

期待される効果

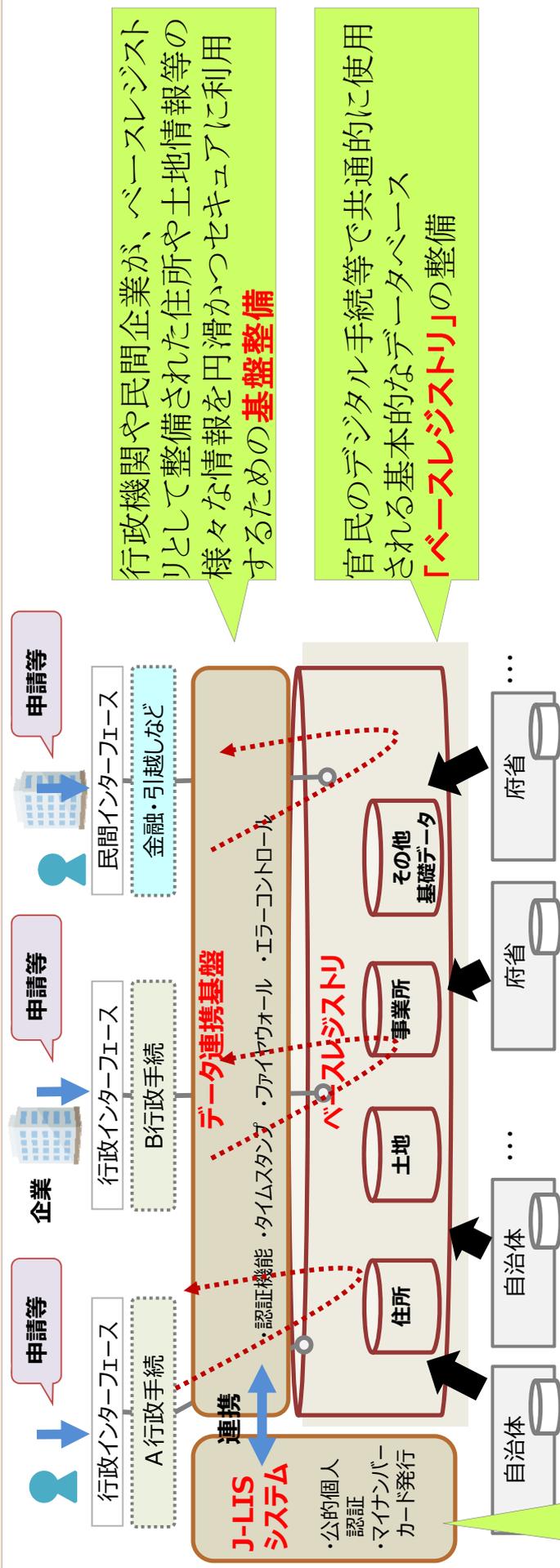
- データ・システムの標準化が進むとともに、クラウド活用が促進され、政府内におけるシステム連携が図りやすくなることが期待されます。また、行政手続オンライン化等の政府方針の加速により、国民・事業者の更なる利便性向上が期待されます。

国・地方共通のデジタル基盤の構築に向けたベースレジストリの整備等の費用 3年度概算決定額 44.2億円（新規）

内閣官房作成資料

国・地方共通のデジタル基盤の構築

社会のデジタル化を進めていくには、官民の手続きで利用されるシステムの構築やデータの構築やデータの整備が必要。



行政機関や民間企業が、ベースレジストリとして整備された住所や土地情報等の様々な情報を円滑かつセキュアに利用するための**基盤整備**

官民のデジタル手続等で共通的に使用される基本的なデータベース「**ベースレジストリ**」の整備

J-LISについて、マイナンバー関連業務に関する体制を抜本的に強化し、システム整備について、マイナンバー関連業務、LGWAN、住基ネットを含め、トータル・デザインの下、抜本的に見直し

国・地方や国民・企業・行政機関が、共通的にデジタル基盤を活用し、社会全体のデジタル化を促進

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和3年度概算決定額 **125億円**【復興】

（令和2年度予算額 155億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和3年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

＜主な内容＞

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート	・コミュニティ形成支援 ・県外避難者支援 ・被災者支援コーディネートネットワーク
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
②被災者見守り・相談支援事業	
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
IV. 被災地における健康支援	
④被災地健康支援事業	
V. 被災者の心のケア支援	
⑤被災者の心のケア支援事業	
VI. 子どもに対する支援	
⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	

期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

福島再生加速化交付金（復興庁原子力災害復興班）

復興庁作成資料

令和3年度概算決定額 721億円【復興】

（令和2年度予算額791億円）

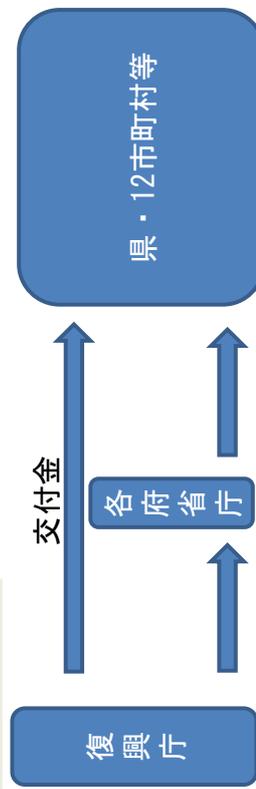
事業概要・目的

- 「復興基本方針」（抄）
帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める。
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応及び新たな住民の移住・定住等の促進に資する施策を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、早期帰還のための生活環境向上や生活拠点の整備及び、新たな住民の移住・定住等の促進に資する施策を一括して支援することにより、福島の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）
- (2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○被災12市町村への早期帰還・移住・定住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備（特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・宮農・商工業再開に向けた環境整備、農地・農業用施設、産業団地の整備等 ・新たな住民の移住・定住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）に対する支援
既存ストック活用まちなづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○既存ストック（空き地・空き家等）を活用した被災12市町村のまちなづくり支援 ○既存ストックの実態把握・対策検討・所有者探索 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の固め ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

移住・定住促進事業【新規】

(福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備) の内数)

事業目的

原子力災害被災地域（12市町村）は、住民帰還も徐々に進展しているものの、人口減少に歯止めがかからず、若者・子育て世代等、産業・労働の担い手が不足している。帰還促進策に加え、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大を図るなど、新たな活力を呼び込むための施策を実施することが必要不可欠。

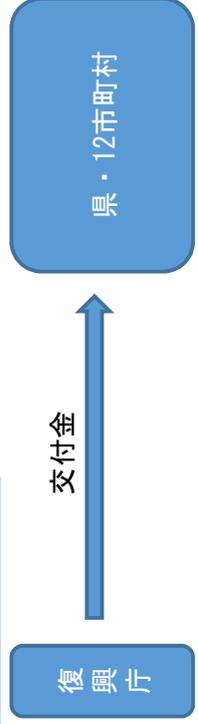
政策的な位置づけ

- 福島復興再生特別措置法 (R2.6.12 改正法公布) (第二十三条) 避難指示・解除区域市町村…の長…若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村…の長と福島県知事は共同して…、住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画を作成することができる。
- 「骨太方針2020」(R2.7.17閣議決定)
福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、改正福島復興再生特別措置法に基づき、移住の促進等の思い切った施策の検討や営農再開の加速化を含め、復興・創生期間後も国が前面に立って取り組む。

期待される効果

被災地域以外からの移住・定住の促進等を支援することにより、被災12市町村の居住人口の増加、賑わいの再生・創出、行財政基盤の強化等を促進することで、福島の復興・再生を加速化することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1) 地方自治体の自主性に基づく事業への支援

福島県及び12市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づく下記のような移住促進事業について支援。

- 魅力ある働く場づくり
社会課題の洗い出し・見える化によるコミュニティビジネスなどの創業支援や就業支援、リモートワークの推進、コワーキング・ネットワーク環境の整備
- 移住者の呼び込み、生活環境整備
移住希望者のそれぞれのニーズに対応するための情報発信・相談体制の充実・強化やコミュニティ・移住者間のつながりの深化、住まいの確保を中心とした生活環境の支援

(想定される主な事業項目と実施例)

情報発信・呼び込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住に特に関心の高い層への情報発信 ・ 移住希望者向けの相談窓口の体制整備
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住者のための住まいの確保
仕事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兼業者・副業者、二地域居住者の呼び込み ・ 地域の課題解決の担い手の呼び込み ・ コワーキングスペース・交流拠点の整備 ・ 海外・外資系企業や農業法人等の誘致
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり会社等への外部人材の確保

(2) 移住者等に対する個人支援

全国からの復興・再生を支える新たな活力として、12市町村への移住等に関心のある者を直接後押しするため、移住して就業・起業等する者に対する支援金を支給。

※ 上記の支援のほか、国・福島県・各市町村が一体となった体制を構築することにより、移住促進を協力を推進。

福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費（復興庁原子力災害復興班）復興庁作成資料

令和3年度概算決定額 91億円【復興】
（令和2年度予算額 94億円）

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施。
- 原発事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。
- 「復興・創生期間」後における基本方針(抄)
Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針
(2) 原子力災害被災地域
③ 帰還・移住等の促進、生活再建等
 - ・ 住民の帰還を促進し、解除地域の復興の実現に向けて、魅力あるまちづくりやコミュニティ形成、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から進める。フォロワーアツプ除染やリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
・ 原子力被災12市町村
〔田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村〕
- (2) 実施事業の例
- ① 生活環境の改善のための取組
 - ★ 公共施設・公益的施設の機能回復施設の清掃・修繕（消耗品の交換を含む）等
 - ② 避難解除区域への帰還加速のための取組
 - ★ 喪失した生活基盤施設の代替・補完 医療・介護サービス提供支援、交通支援 等
 - ★ 地域コミュニティ機能の維持・確保 住民への情報提供、被災者の交流事業 等
 - ③ 直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等
 - ★ 荒廃抑制・保全対策 火災防止のための除草、防犯パトロール 等
 - ★ 鳥獣被害対策 住民の一時帰宅支援 バス等の運行、仮設トイレの設置 等

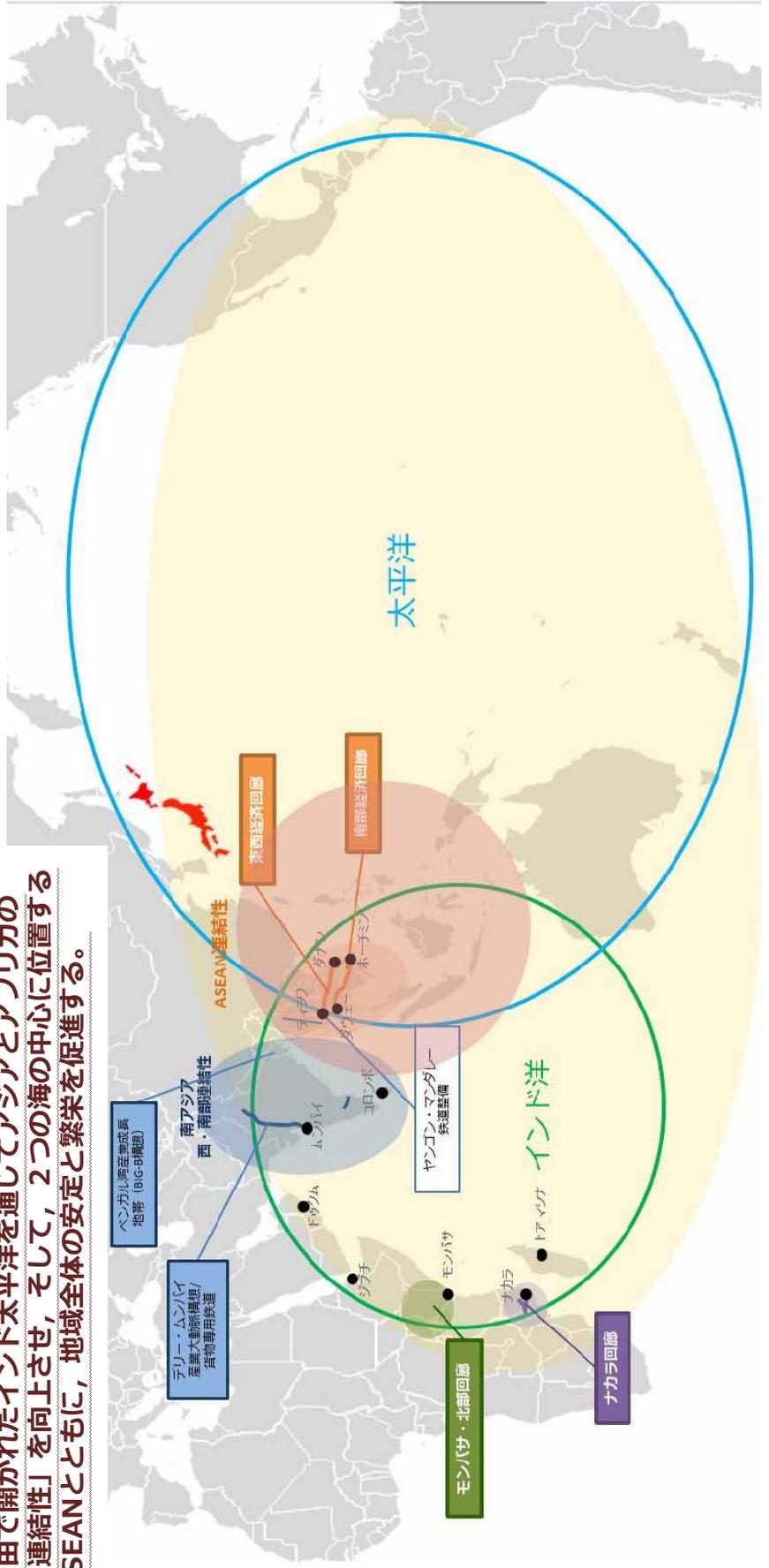
期待される効果

- 原子力災害の被災市町村の生活環境の改善、帰還の支援、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しする。

自由で開かれたインド太平洋の実現のための基本的な考え方

- 地域全体の平和と繁栄を保障し、いずれの国にも安定と繁栄をもたらすために、ASEANの中心性、一体性を重視し、包括的かつ透明性のある方法で、ルールに基づく国際秩序の確保を通じて、自由で開かれたインド太平洋地域を「国際公共財」として発展させる。こうした考え方に賛同してもらえらるのであれば、日本はいずれの国とも協力していく。
- 自由で開かれたインド太平洋の実現のための三本柱
 - ① 法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着
 - ② 経済的繁栄の追求（連結性、EPA/FTAや投資協定を含む経済連携の強化）
 - ③ 平和と安定の確保（海上法執行能力の構築、人道支援・災害救援等）

自由で開かれたインド太平洋を通じてアジアとアフリカの「連結性」を向上させ、そして、2つの海の中心に位置するASEANとともに、地域全体の安定と繁栄を促進する。



令和3年度予算の編成等に関する建議（抄）

8. 外交関係

- ・（略）ただし、当初予算の編成段階では個別事業を積み上げることは難しく、メリハリ付けの議論が行われにくいという状況にあることには変わりない。この点、昨年の当審議会建議で提言した「対象地域と支援分野」の予算配分の大枠を引き続き設定することを怠ってはならない。あわせて、執行実績の情報を経年比較可能な形で蓄積することによって、予算の効率化につなげていくことはもちろん、重点的・戦略的な支援になっているかを検証する一つのツールとしても活用すべきである。そのためにも、支援分野を詳細に把握できるようにするといった改善を図るべきであり、技術協力についても同様に取り組む必要がある。

令和3年度無償資金協力予算額

(単位：億円)

	分野							計
	教育	保健医療	水・環境	道路・港湾・通信	平和構築・安全保障	人道支援	その他	
東アジア	76	56	87	82	52	52	54	459
大洋州	8	24	20	36	38	0	26	152
南アジア	44	35	27	16	23	17	13	175
中央アジア・コーカサス	10	17	8	18	0	0	2	55
中南米	7	20	4	28	19	20	11	110
中東・北アフリカ	14	27	28	0	26	61	36	192
サブサハラアフリカ	33	47	71	165	36	87	45	484
欧州	1	2	0	0	1	0	1	5
計	194	230	244	345	194	237	188	1,632

※ 無償資金協力(政府開発援助経済開発等援助費)は、めまぐるしく変化する国際情勢を踏まえ柔軟に実施していく必要があることから、財政法第34条の二の規定に基づき、執行段階において実施計画を随時作製し、財務省と協議しつつ実施していくものであり、地域別・分野別の執行額は必ずしも要求額と一致するものではない。

※ 集計結果については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。

令和3年度技術協力予算額

(単位：億円)

	分野							管理的経費	計
	教育	保健医療	水・環境	社会基盤	ガバナンス	経済開発	その他		
東・中央アジア・コーカサス	7	13	8	4	2	10	0.1	-	44
東南アジア・大洋州	40	37	70	41	17	66	6	-	277
南アジア	24	10	35	13	8	22	1	-	112
中南米	15	16	20	7	5	22	10	-	95
中東・北アフリカ・欧州	15	5	16	6	4	14	0.2	-	61
サブサハラアフリカ	55	63	61	29	11	74	10	-	303
全世界/地域区分対象外	25	8	11	4	9	3	56	508	624
計	181	152	221	104	55	211	84	508	1,517

※ 運営費交付金は、独立行政法人が中期計画に基づき弾力的な業務運営を行うための財源として、独立行政法人通則法第46条に基づき交付するものであり、用途の内訳を特定するものではないため、上記はあくまで現時点の各国の要望等に基づく想定を表すものである。

※ 地域未定案件は、「全世界／地域区分対象外」に計上。間接業務費及び一般管理費(316億円)、人件費(182億円)、施設整備費補助金(10億円)は、「管理的経費」に計上。

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

令和3年度在外公館等の新設

『『自由で開かれたインド太平洋』を推進しつつ、基本的価値を共有する国々との協調・連携を強化し、在外邦人の保護を強化するとともに、引き続き必要となる外交実施体制の整備を推進する』（令和2年7月閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2020」より抜粋）という観点から、令和3年度において2公館等を新設（在ダナン総領事館、在エリトリア兼勤駐在官事務所）。

新設公館等の内訳

兼勤駐在官事務所*（1事務所）

<3事務所→4事務所>

○在エリトリア兼勤駐在官事務所

総領事館（1公館）

<66公館→67公館>

○在ダナン総領事館（ベトナム）

（*）兼勤駐在官事務所：既存の大使館の一部の館員が、当該大使館が兼務している国に常駐し、所要の事務処理を行うために設けられる事務所。



● 総領事館
● 兼勤駐在官事務所

在外公館の設置状況 (令和2年度末予定)	
大使館	153
総領事館	66
政府代表部	10
合計	229
(参考) 兼勤駐在官事務所 領事事務所	3 20

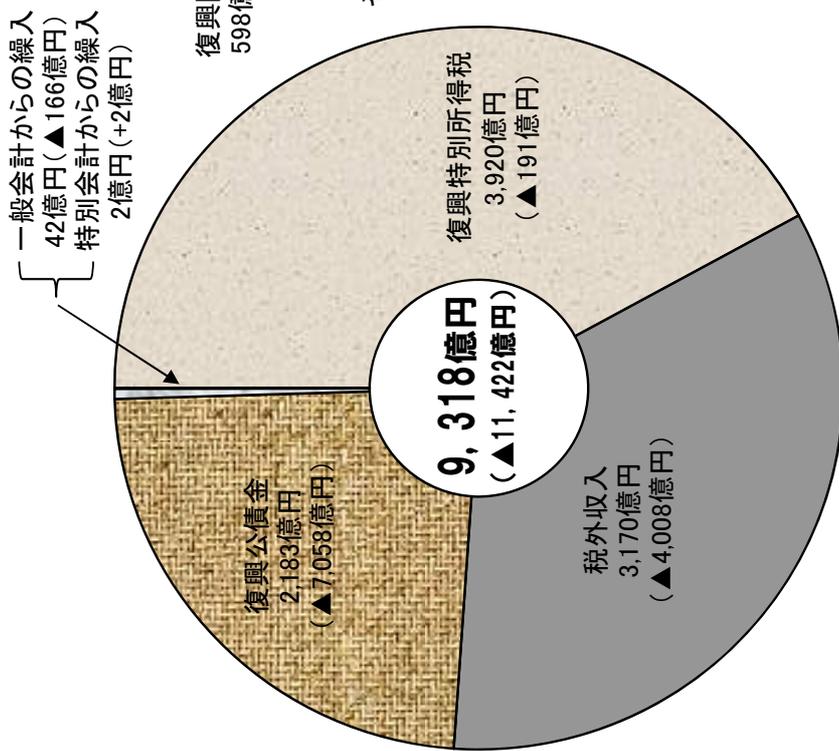
参 考 資 料
(特別会計関係)

(令和3年度政府案)

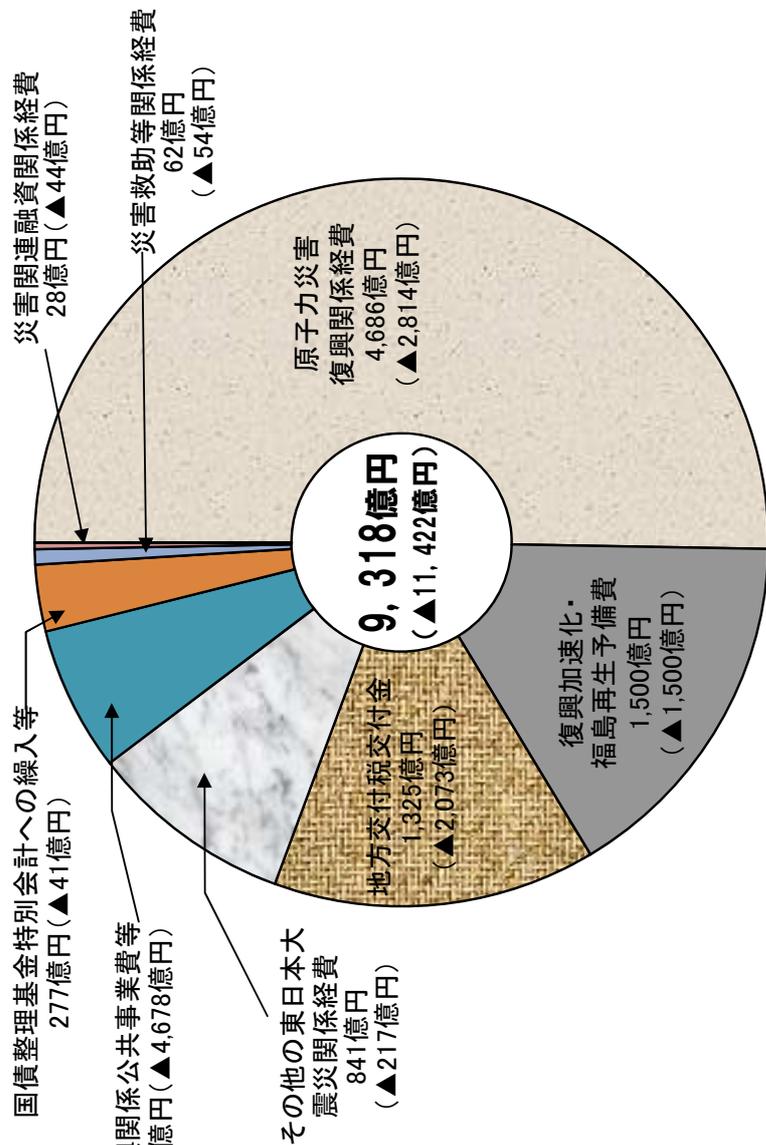
※計数については、精査の結果、異動を生ずる場合がある。
※計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

東日本大震災復興特別会計

【令和3年度歳入予算】



【令和3年度歳出予算】



(単位: 億円) (対2年度当初)

歳出総額	歳出純計額	歳出純計額から国債償還費、社会保障費等を除いた額
9,318 (▲11,422)	7,715 (▲9,308)	7,715 (▲9,308)

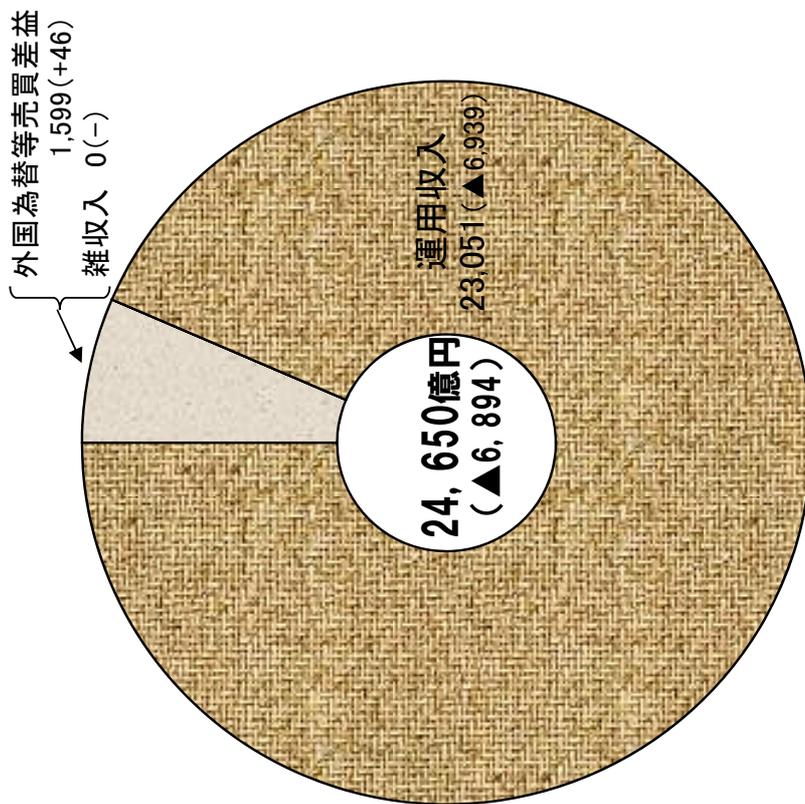
<主な歳出増減の内訳>

- ・ 復興関係公事業費等の減 (▲4,678億円)
- ・ 原子力災害復興関係経費の減 (▲2,814億円)
- ・ 地方交付税交付金の減 (▲2,073億円)

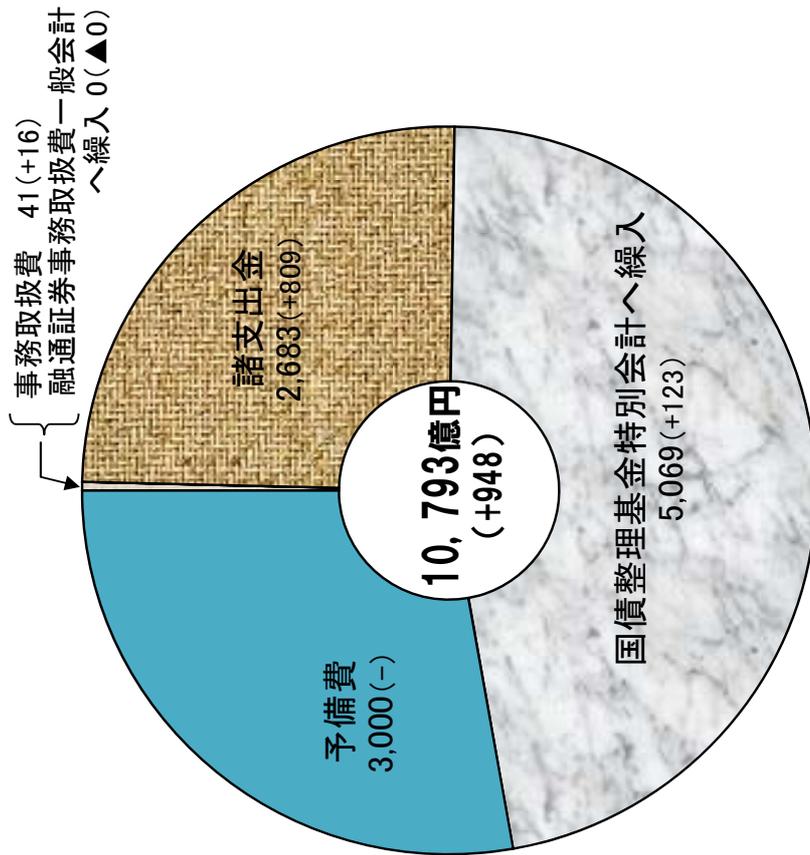
(対2年度当初)

外国為替資金特別会計

【令和3年度歳入予算】



【令和3年度歳出予算】



(単位: 億円) (対2年度当初)

歳出総額	歳出純計額	歳出純計額から国債償還費、社会保障費等を除いた額
10,793(+948)	5,723(+825)	5,723(+825)

<主な歳出増減の内訳>

・償還差額補填金(諸支出金)の増 (+817億円)

(対2年度当初)

(注)計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。